

継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙備三発第14号
丙備企発第32号
令和6年3月14日
警察庁警備局長

大規模災害の際における警察と自衛隊との協力協定の締結について(通達)
大規模災害の際における警察と自衛隊との協力については、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、一部の特別派遣部隊が自衛隊の航空機で被災地に輸送されるなど、従来から官庁間協力として緊密な連携が図られているところであるが、この度、大規模災害に関する警察と自衛隊との相互協力関係の手続及び内容を明らかにして、その円滑な運用に資するため、別添のとおり、平成8年1月17日付けをもって「大規模災害に際しての自衛隊と警察の相互協力に関する協定」を締結したので、遺憾のないようにされたい。

【継続措置状況】

初回発出日：平成8年1月17日
(有効期間：平成31年3月31日)
継続措置日：平成31年3月27日
(有効期間：平成36年3月31日)

警察庁丙備発第8号

防運第151号

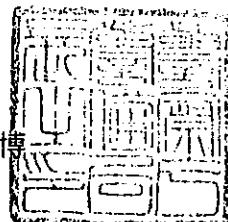
平成8年1月17日

大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定

警察庁及び防衛庁は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、警察及び自衛隊の相互協力に関し、次のように協定する。

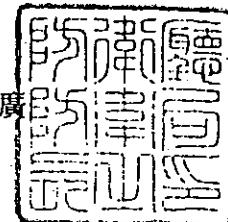
警察庁警備局長

杉田和博



防衛庁防衛局長

秋山昌廣



(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害（警察及び自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。）に際し、警察及び自衛隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整並びに警察官等（「警察職員及び警察装備」をいう。次条3(1)において同じ。）及び自衛隊の部隊等の大規模災害の発生地その他の目的地（「被災地等」という。次条2及び3において同じ。）への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協力の内容)

第2条

1 情報交換

(1) 警察及び自衛隊は、速やかに、当該大規模災害に係る情報を収集し、相互

に提供するものとする。

- (2) 自衛隊は、警察が情報を収集するに当たり、自衛隊の航空機への警察職員の同乗その他の必要な協力を行うものとする。

2 連携のための調整

警察及び自衛隊は、被災地等における人命救助その他の救援活動又は事態への対応（「救援活動等」という。この条3(2)において同じ。）をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

3 移動のための協力

- (1) 自衛隊は、救援活動等を行うことを命ぜられた警察官等の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該警察官等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとする。
- (2) 警察は、災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の先導その他当該部隊等の被災地等への迅速な移動を確保するために必要な協力を行うものとする。

（平素の連絡）

第3条 警察及び自衛隊は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行することができるよう、平素から、密接に連絡調整を行うものとする。

